

令和4年第4回狭山市定例教育委員会会議議事録

開催日時 令和4年4月25日(月)
午後1時30分から午後3時8分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 滝 嶋 正 司
教育長職務代理者 吉 川 明 彦
委 員 橋 本 秀 樹
委 員 宮 崎 英 子
委 員 安河内 由 香

欠 席 者 なし

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

生涯学習部長	内 藤 光 重	次長兼教育総務課長	關 根 浩 由
社会教育課長	石 井 巳代子	中央公民館長	内 出 智 美
中央図書館長	加 藤 和 子	スポーツ振興課長	奥 富 喜 和
学校教育部長	田 中 義 久	次長兼教育指導課長	宇佐見 昌 義
教育センター所長	今 福 雅 之	学 務 課 長	中 山 昭 夫
書 記	神 田 崇 広		

会議の公開・非公開 議案第13号から議案第28号までの16議案については、個人に関する情報が含まれ、また、公にすることにより、意思決定の中立が損なわれるおそれがあることから非公開とした。

傍 聴 者 数 1名

報告事項

- ・教育長職務代理者の指名について
教育長より、吉川委員を教育長職務代理者に指名した旨の報告がなされた。

- ・第3次狭山市子ども読書活動推進計画策定方針について

報告者(中央図書館長)

(要旨)

第3次狭山市子ども読書活動推進計画は、第3次狭山市教育振興基本計画を上位計画とし、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく計画として、国の子供の読書活動の推進に関する基本的な計画や埼玉県子供読書活動推進計画

を参酌して策定するもので、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間である。引続き子どもの読書活動を推進していくため、本計画を策定する旨の報告がなされた。

なお、委員からは、子どもたちは本を読むことは大切な事という意識はなくても、周りに本があることによって、そうした意識が生まれる。子どもたちが身近に本に触れられるような場をこれからも提供してほしい。また、働きかけも大事であり、授業と連携し、いろいろな場面で図書室・図書館に足を運ぶ機会を作してほしい旨の要望がなされた。

・狭山市立武道館開館記念式典について

報告者（スポーツ振興課長）

（要旨）

武道の振興や武道教育の拠点となる武道館の竣工を祝うとともに、地域の安全安心に寄与する施設となることを願い行うもので、令和4年5月15日（日）午前10時から正午までを予定している。なお、招待者・演舞者を含め約80名の出席を予定している。また、市議会議員と近隣住民を対象とした内覧会をそれぞれ別の日に行う旨の報告がなされた。

・令和4年度狭山市立小中学校の児童生徒数・学級数について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

市立小中学校の4月1日現在の在籍児童生徒数及び学級数について報告がなされた。

・令和4年度狭山市立小中学校の教職員数について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

市立小中学校の4月1日現在の教職員数について報告がなされた。

委員からの質疑等では、加配教員は臨時的任用教職員での対応かとの質疑に、基本は臨時的任用教職員での対応であるが、場合によっては正規採用での対応もある。加配教員については、人事異動が始まった段階で、市に何人と決まっている場合と、英語専科などは本務者を充てることができるが、予算の関係で年度末ぎりぎり配置される場合もあり、その場合は臨時的任用教職員で対応している旨の答弁がなされた。

・令和3年度『小学生学習支援事業「さやまっ子・茶レンジスクール」』の結果について

報告者（教育センター所長）

（要旨）

本事業は、小学4年生の算数の学習に課題を有する児童及び希望者を対象に、学校の学習指導を補完することを目的に実施するもので、本年度で3年目であ

る。月曜日の放課後に外部講師による 45 分間の講義形式の算数授業を 6 月から 20 回行い、通算出席率は 88.8%である。昨年度の 93.5%に比べ減少しており、これは、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止や学級閉鎖に伴う「やむを得ない参加不可」が多かったためである。参加児童のアンケート結果を見ると、茶レンジスクールを通して、児童の算数に対する自信や意欲等の情意面において、肯定的な変化が見られ、問題集を使った講師とのやり取りもあり、自主的に学ぶ方法の取得や家庭学習の習慣づけにつながったと分析している旨の報告がなされた。

- ・令和 4 年度狭山市立幼稚園園児数及び教諭数について

報告者（学務課長）

（要旨）

4 月 1 日現在の市立幼稚園の園児数及び教諭数について報告がなされた。

- ・令和 4 年度狭山市学校（園）医・歯科医・薬剤師名簿について

報告者（学務課長）

（要旨）

学校医等については、学校保健安全法の規定に基づき、狭山市医師会、狭山市歯科医師会、学校薬剤師会より選出された方を教育委員会で委嘱し、各学校に配置している。なお、新規委嘱者は 8 名である旨の報告がなされた。

- ・令和 4 年度入学者奨学金貸与について

報告者（学務課長）

（要旨）

令和 4 年度貸与決定者については、令和 4 年 4 月に大学に入学することから、面接と審査を行い、入学一時金 50 万円と学資金 120 万円の計 170 万円の貸与を決定した旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、これまで貸与を却下とした例はあるのかとの質疑に、学校長の推薦も必要であり、却下とした例はない旨の答弁がなされた。

- ・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（社会教育課長）

（スポーツ振興課長）

（要旨）

令和 3 年度第 2 回狭山市文化財保護審議会、第 2 回狭山市スポーツ推進審議会（書面開催）の開催結果について、その概要の報告がなされた。

- ・狭山市教育委員会後援名義の使用行事について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

社会教育課関係 4 件の後援名義使用承認の申し出があり、審査の結果、使用

を承認した旨の報告がなされた。

議 案

議案の審議に先立ち、教育長より、議案第 18 号から議案第 28 号までの 11 議案については、いずれも学校運営協議会委員の任命に係る議案であることから、一括説明・一括質疑ののち、採決は 1 議案ずつ行う旨の説明があった。

議案第 13 号 狭山市社会教育委員の委嘱について

狭山市社会教育委員の任期が、令和 4 年 4 月 30 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

委員からの質疑等では、社会教育委員の職務はとの質疑に、社会教育法では、社会教育団体に補助金を交付しようとする場合に、社会教育委員の意見を聴いて行わなければならないこと、また、社会教育委員の職務として、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じ意見を述べるができること、その職務を行うために必要な研究調査を行うことと規定されている。さらに、社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができること、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができることが規定されている旨の答弁がなされた。

議案第 13 号については、原案可決した。

議案第 14 号 狭山市立富士見集会所運営審議会委員の委嘱について

狭山市立富士見集会所運営審議会委員の任期が、令和 4 年 4 月 30 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 14 号については、原案可決した。

議案第 15 号 狭山市公民館運営審議会委員の委嘱について

狭山市公民館運営審議会委員に欠員が生じたことに伴い、新たに委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 15 号については、原案可決した。

議案第 16 号 狭山市スポーツ推進委員の解嘱について

狭山市スポーツ推進委員水谷久美子氏から、任期途中で辞任したい旨の申し出があり、同氏を解嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 16 号については、原案可決した。

議案第 17 号 狭山市スポーツ推進審議会委員の任命について

狭山市スポーツ推進審議会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 17 号については、原案可決した。

議案第 18 号 狭山市立入間川小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 18 号については、原案可決した。

議案第 19 号 狭山市立南小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立南小学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 19 号については、原案可決した。

議案第 20 号 狭山市立入間野小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間野小学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育

委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 20 号については、原案可決した。

議案第 21 号 狭山市立水富小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立水富小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 21 号については、原案可決した。

議案第 22 号 狭山市立広瀬小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立広瀬小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 22 号については、原案可決した。

議案第 23 号 狭山市立笹井小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立笹井小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 23 号については、原案可決した。

議案第 24 号 狭山市立入間川中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 24 号については、原案可決した。

議案第 25 号 狭山市立入間野中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間野中学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 25 号については、原案可決した。

議案第 26 号 狭山市立西中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立西中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 26 号については、原案可決した。

議案第 27 号 狭山市立富士見小・狭山台小・中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立富士見小・狭山台小・中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 27 号については、原案可決した。

議案第 28 号 狭山市立柏原小・中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立柏原小・中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 28 号については、原案可決した。

以 上